

避難行動要支援者個別避難計画書作成についての重要事項説明書

※本書は、個別避難計画書の作成時において、要支援者やその家族等に、事前に確認していただくことが必要な重要事項です。

※要支援者やその家族等は、以下の内容をご確認の上、個別避難計画書の署名欄に署名をお願いいたします。

- ☐ 個別避難計画（以下「計画」という。）は、ご本人又はそのご家族等の了解の下で、必要に応じて任意で作成するもので、必ず作成しなければならないというものではありません。
- ☐ この計画は、ご本人又はそのご家族等が、災害時等にどのような支援を得て避難行動をとればよいのか、ということについて、ご本人又はそのご家族等が自ら確認し、あらかじめ取り決めをして、それを記録しておくものです。
- ☐ 災害時には、行政による「公助」には限界があることから、要支援者やその家族等による「自助」、地域による助け合いである「共助」がきわめて重要です。
- ☐ 避難支援者は、自分や家族の安全を確保することが最優先されます。災害発生時に要支援者の避難支援ができなくても、責任を負うものではありません。
- ☐ 避難支援者の選定、個人情報記載に関しては、あらかじめ相談し、了承をとってください。
- ☐ 計画の内容は、自身やその家族等の状況の変化等により、随時変更することができます。
- ☐ 平常時から自分でできる災害への備えに努めましょう。
 - ① 日頃から、隣近所など身近な人とのコミュニケーションを大事にしましょう。
 - ② ご自身で必要な医薬品、医療器具、食料、水などの必需品をおおむね1週間分確保しておきましょう。
 - ③ 家具の固定や、ガラスの飛散防止など、家屋内での安全確保に努めましょう。
 - ④ 浸水や土砂災害などのハザードマップを確認しましょう。
 - ⑤ 災害情報の入手方法について確認し、避難に時間がかかる方は、落ち着いて早めの避難ができるよう、あらかじめ家族や避難支援者と話し合い、避難場所や避難方法等を決めておきましょう。
- ☐ 計画は、要支援者やその家族等のほか、区長、町内会長、民生委員、消防機関、警察、地域包括支援センター、福祉避難所関係者、その他避難支援者等が事前に共有することができるものとします。また、計画に記載された個人情報等が他に漏れることのないように厳重に管理します。